

農業用途においてる免税軽油の使用が認められる機械について

- 農業用途において免税機械として認められる機械は、地方税法施行令附則第10条の2の2に定められている機械に限定されています。
- 地方税法施行令附則第10条の2の2に定められている機械は、次に掲げるものです。
 - ① 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械
 - ② 栽培管理用機械
 - ③ 収穫調整用機械
 - ④ 植物繊維用機械
 - ⑤ 畜産用機械
- 上記に列挙した機械に該当しない機械は、実際に農業のみに用いている場合でも免税軽油の使用が認められません。

(認められない例)

運搬、積込みに使用しているホイールローダ、フォークリフトなど

掘削に使用しているパワーショベル(ユンボ)